

# 第十回 参議院文部委員会議録第二十六号

昭和二十六年三月二十四日(土曜日)午後二時十五分開会

本日の会議に付した事件

○教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○宗教法人法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(堀越儀郎君) それではこれより本日の会議を開きます。日程第一、教育職員免許法の一部を改正する法律案、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案これを上程いたします。

○若木勝蔵君 この関係なんですが、

○政府委員(稻田清助君) 現行主要科

案のほうの第四條第六項中「及び宗教に改める。」とこの科目にこれは宗教をいれることになるわけですね。

○若木勝蔵君 そうしますというと、これは教育基本法の宗教教育といふところには抵触しないわけですね。

○政府委員(稻田清助君) 教育基本法に抵触しないように私立学校だけに限つております。

○若木勝蔵君 それでわかりました。

○委員長(堀越儀郎君) それではこの法案の質疑は次回で終了する予定にいたしました、次に日程に追加して宗

教法人法を上程いたします。前回は逐條審議、第四章第三十一條まで済んでおりますが、今日は第五章第三十二條から逐條審議を始めます。大臣に対する總括質問はまだ残つておりますが、これは火曜日に一括して行いたいと思います。今日は逐條審議三十二條から始めます。

〔説明員荻野勉君朗読〕

## 第五章 合併

(合併)

第三十二條 二以上の宗教法人は、合併して一つの宗教法人となることができる。

(合併の手続)

第三十三條 宗教法人は、合併しようとするときは、第三十四條から

第三十七條までの規定による手続

をした後、その合併について所轄

府の認証を受けなければならな

い。

第三十四條 宗教法人は、合併しようとするときは、規則で定めると

ころ(規則に別段の定がないとき

は、第十九條の規定)による外、

信託業務を営む銀行に相当の財産

を信託しなければならない。

第三十五條 合併に因つて一つの宗教

法人が存続し他の宗教法人が解散

しようとする場合において、当該

合併に伴い規則の変更を必要とす

るときは、その合併後存続しよう

とする宗教法人は、規則で定める

ところにより、その変更のための

手続をしなければならない。

2 合併しようとする宗教法人が選

任した者は、共同して第十二條第一項及び第二項の規定に準じ規則

を作成しなければならない。

前項の期間内に、その債権者に対し合併に異議があればその公告の方法により公告しなければならない。第一項の規定による公告とあわせてするのを妨げない。この場合において、第三十五條第三項の規定による公告を他の公告とあわせてするときは、合併しようとする宗教法人と同様に規定する各宗教法人が選任した者が共同して当該公告をするものとする。

第三十六条 第二十六條第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、合併しようとする宗教法人が当該合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合に準用する。この場合において、左の各号に掲げる同條各項中の字句は、当該各号に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 第一項後段中「当該関係の廃止に係る規則の変更」とあるのは、「当該関係の廃止に係る規則の変更その他当該関係の廃止」の変更をの他当該関係の廃止とする。

二 第二項中「第二十七條」とあるのは、「第三十八條第一項」「当該規則の変更の案」とあるのは、「被包括関係の設定又は廃止に関する事項」

三 第三項中「第二十七條」とあるのは、「第三十八條第一項」「前項」とあるのは、「第三十四條第一項」

四 第四項中「被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続」とあるのは、「被包括関係の廢止を伴う合併の手続」「前三項」とあるのは、「被包括関係の廢止を伴う合併の手續」、「前三項」とあるのは、「第三十四條から第三十七條まで」

第五項又は前條において準用する六條の規定による事業を行う場合にはその事業に係る貸借対照表を二週間以内に、財産目録及び第一項の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、前項の規定による公告をした日から二週間以内に、財産目録及び第一項の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、前項の規定による公告をした日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告し、且つ、知っている債権者には別に催告しなければならない。

4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

5 合併に因つて一つの宗教法人が存続し他の宗教法人が解散しようとする場合において、当該合併に伴い規則の変更を必要とするときは、その合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手続をしなければならない。

6 合併に因つて宗教法人を設立しようとする場合においては、その合併に伴い規則の変更を必要とするときは、その合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手続をしなければならない。

7 合併しようとする各宗教法人が選任した者は、共同して第十二條第一項及び第二項の規定に準じ規則を作成しなければならない。

8 前項に規定する各宗教法人が選任した者は、第三十八條第一項の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、前項の規定により作成した規則の案の要旨を示して合併に

○高橋道男君 次に第二項であります

が、合併によつて宗教法人を設立する

という文句から考えましても、二つ或

いはそれ以上の宗教法人が合併による

ということには、形式上からいうと中

断する時期ができることは考えられる

でしようか。

○政府委員(篠原義雄君) 合併しよう

とする二つ以上の宗教法人が、実質上

二つの法人になる場合における手続と

いたしまして、法的な手続といたし

まして合併という形を利用するわけで

ございます。従つて形式上只今の空

間、間隙があるかという点は、觀念上

の問題としては得るわけござい

ますが、実質上には財産の継承等の規

定がのちに出で参ります。従つて觀念

的にはあつても実質的にはない、こう

考えておる次第でございます。

○高橋道男君 その点二項のところ

任役員といふものは別なわけですね。

○政府委員(篠原義雄君) 或いはその

代表役員、責任役員となる場合もござ

いまよろしく、或いは別な場合もあり

得ようと考えておる次第でございま

す。

○高橋道男君 少し前へ帰るようです

けれども、関連がありますのでお伺い

しますが、三十四條の第一項に現われ

ておりまする合併契約の案といふもの

と、それから第三十五條の改めて作る

うのですけれども、その点は如何でし  
うか。

○政府委員(篠原義雄君) 第三十四條  
の合併契約と申しますのと、三十五條  
の三項等に規定しております規則の  
案、この相互関係についての御質問で  
ございますが、実体的には契約が成立  
いたしますと、その契約の内容が規則  
の中に盛られるという意味合の下に相  
互関係はあるうかと思います。併し契  
約の案と、それから規則の案とはその性  
質が違うのであります、いわゆる二  
つの法人格が一つにならうという場合  
の、いわば法律的新らしい宗教法人  
を作ろうとする契約關係と、新らしい  
宗教法人が持つであるうところの規則  
といふものとは、将来その規則で以て  
宗教法人の存立を基礎とする規則でござ  
りますから、性質が違つたものと考  
えていますが、契約の内容が重要な  
部面については、規則の中に表現され  
て来るという限りにおきまして関連が  
あるうかと考える次第でございます。

○高橋道男君 私の言葉を補足いたし  
たいと思いますが、このような規則で  
合併するのだと、ことに対する、そ  
の点については一致するのじやなかろ  
うかと思ひますが……。

○政府委員(篠原義雄君) 実質的には  
お説の通りといたしますが、例えば合併  
契約の場合におきましては、主体が二  
以上の宗教法人が合併する場合、今度  
規則のはうは、新らしく生まれるだろ  
うところの宗教法人の母体である宗教  
法人の債権、債務もござります。或  
いは相互關係の債務關係とか、或いは  
履行關係とか、そういう關係が合併契  
約に盛られるだろう。併しその後にで  
きますところの新しい宗教法人の規  
則には、そういう事項又は規則がこの法  
則には、そういう実體關係を抜きにし  
たその後における宗教法人の運営或  
いは財産管理、こういふ面における規  
則がそこに定められると予想される次  
第であります。

○委員長(堀越儀郎君) それでは三十  
八條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

〔合併の認証の申請〕

第三十九條 宗教法人は、第三十三  
條の規定による認証を受けようと  
するときは、認証申請書及び第三  
十五條第一項の規定に該当する場  
合にはその変更しようとする事項  
を示す書類二通に、同條第二項の  
規定に該当する場合にはその規則  
二通に、左に掲げる書類を添え  
て、これを所轄庁に提出し、その  
認証を申請しなければならない。

一 合併の決定について規則で定  
める手続(規則に別段の定がない  
ときは、第十九條の規定による  
手続)を経たことを証する書類

〔合併の認証〕

第三十九條 所轄庁は、前條第一項  
の規定による認証の申請を受理し  
た場合においては、その受理の日  
を附記した書面でその旨を当該宗  
教法人に通知した後、当該申請に  
係る事案が左に掲げる要件を備え  
ているかどうかを審査し、第十四  
條第一項の規定に準じ当該合併の  
認証に関する決定をしなければな  
らない。

一 当該合併の手続が第三十四條  
から第三十七條までの規定に從  
つてなされていること。

二 当該合併が第三十五條第一項  
又は第二項の規定に該当する場  
合には、それぞれその変更しよ

うとする事項又は規則がこの法  
律その他の法令の規定に適合し  
てること。

三 当該合併が第三十五條第二項  
の規定に該当する場合には、當  
該合併後成立する団体が宗教團  
体であること。

四 第三十四條第一項から第五項まで  
の規定は、前項の規定による認証  
の規定に該当する場合に準用する。

五 第三十五條第一項の規定に該  
当する場合には、合併後成立す  
る手続を経たことを証する書類

六 第三十五條第二項の規定に該  
当する場合には、合併後成立す  
る団体が宗教団体であることを  
証する書類

〔合併の認証〕

第四十條 第十六條の規定は、前條  
第一項の規定による認証すること  
ができる旨の決定に対し異議  
がある場合に準用する。この場合  
において、第十六條第二項第二号  
及び第三号中「第十四條第一項」と  
あるのは「第三十九條第一項」と、  
「当該規則」とあるのは「当該合併」  
と、同項第三号中「その受理した  
規則」とあるのは「その受理した変  
更しようとする事項を示す書類又  
は規則」と読み替えるものとする。

七 合併に伴い被包括關係を設定  
し、又は廃止しようとする場合  
には、第三十六條において準用  
する第二十六條第三項の規定に  
よる承認を受け、又は同項の規  
則による通知をしたことを証す

の規定による認証することができない旨の決定に対し異議がある場合に準用する。この場合において、第十七條第五項中「当該訴願に係る規則」とあるのは「当該訴願に係る合併」と、「認証した旨を附記した規則」とあるのは「当該合併が第三十五條第一項又は第二項の規定に該当する場合には認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類又は規則」と読み替えるものとする。

(合併の時期)

第四十一条 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第五十七条の規定による登記をすることに因つてその効力を生ずる。

(合併の効果)

第四十二条 合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立した宗教法人は、合併に因つて解散した宗教法人の権利義務(当該宗教法人が第六條の規定により行う事業に關し行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

○高橋道男君 三十九條の第三項であつて、その点が一点と、それからその場合に通知、交付を受けるのは、解散するものも連名すると思うのであります。所轄庁の通知及び認証書の交付につきましては、第三十八條の第二項を見ますと、合併しようとする宗教法人の連名で認証の申請をするわけありますから、これは解散するものと存続するものがある場合においては、解散するものも連名すると思うのであります。所轄庁の通知及び認証書の交付につきましては、第六章解説、第四十二條。

○政 府 委 員 ( 篠 原 義 雄 君 ) 御意見の通

いのか。その点が十分実情に沿わない、何か変な感じがしますので、お伺いいたします。

○政府委員(篠原義雄君) 初めのほうの御意見はその通りでございます。後段の御質問につきましては、これは認証を申請する場合においては、恐らく解散をする場合の多くの場合につきましては、規則その他の関係は変更がないのが普通じやないかと思います。それから、ありましてもその場合につきましては当該両者に交付するのが当然と思いますが、例えば地理的に非常に遠く離れておるとか、そういうふた関係も考慮しまして、そのうちの一対してやればよろしいということにしておるわけであります。この実益は登記等の関係がありまして、時日を遅延するような虞れもあります。或いは地理的に距離を隔てておる場合におきましては、その到達の関係等も考慮しまして、成るべく合併の効果を早からしめるという意味合いの下に、それを「一に対して」するということに考えておる次第であります。

○高橋道男君 そうしますと第三項の適用は、これは方針としては連名したそれぐに交付をするのだけれどもたまくそれが一であつてもそれが無効にならない、そういう意味に解釈しているのでありますか。

○委員長(堀越儀郎君) 次に四十四條、四十五條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十四条 宗教法人は、前條第一項の規定による解散をしようとするときは、第二項及び第三項の規定による手続をした後、その解散について所轄庁の認証を受けなければならぬ。

3

○委員長(堀越儀郎君) 次に四十四條、四十五條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十五条 宗教法人は、前項第三号に掲げる事由に因つて解散したときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

4

○委員長(堀越儀郎君) 次に四十四條、四十五條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十六条 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面での旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る解散の手續が第四十四條の規定に従つてなされているかどうかを審査し、第十四條第一項の規定に準じて該解散の認証に関する決定をしなければならない。

2

○委員長(堀越儀郎君) 次に四十四條、四十五條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十七条の規定は、前項において適用する第十六條第二項第三号の規定による認証することができる旨の決定に対して異議がある場合に準用する。この場合においては、第十七條第五項中「当該訴願に係る規則」とあるのは「当該訴願に係る解散」と、「認証書及び認証した旨を附記した規則」とあるのは「認証書」と読み替えるものとする。

3

○委員長(堀越儀郎君) 次に四十四條、四十五條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十八条 宗教法人の第四十三條第一項の規定による解散は、当該解散に關する認証書の交付に因つてその効力を生ずる。

解散することができる。

2 宗教法人は、前條第一項の規定による解散をしようとするときは、規則で定めるところ(規則に別段の定がないときは、第十九條の規定)による外、信者その他の利害關係人に對し、解散に意見があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告しなければならない。

○委員長(堀越儀郎君) それでは第六章解説、第四十二條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十九條 宗教法人の第四十三條第一項の規定による解散は、当該解散に關する認証書の交付に因つてその効力を生ずる。

○委員長(堀越儀郎君) 次に四十九條から五十一條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十九條 第十六條の規定は、前項第一項の規定による認証することができない旨の決定に対する認証する場合においては、お伺いいたしました。

○政府委員(篠原義雄君) 初めのほうの御意見はその通りでございます。後段の御質問につきましては、これは認証を申請する場合においては、恐らく解散をする場合の多くの場合につきましては、規則その他の関係は変更がないのが普通じやないかと思います。それから、ありましてもその場合につきましては当該両者に交付するのが当然だと思いますが、例え地理的に非常に遠く離れておるとか、そういうふた関係も考慮しまして、そのうちの一対してやればよろしいことにしておるわけであります。この実益は登記等の関係がありまして、時日を遅延するような虞れもあります。或いは地理的に距離を隔てておる場合におきましては、その到達の関係等も考慮しまして、成るべく合併の効果を早からしめるという意味合いの下に、それを「一に対して」するということに考えておる次第であります。

○高橋道男君 そうしますと第三項の適用は、これは方針としては連名したそれぐに交付をするのだけれどもたまくそれが一であつてもそれが無効にならない、そういう意味に解釈しているのでありますか。

○委員長(堀越儀郎君) 四十六條から四十八條まで。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十六条 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面での旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る解散の手續が第四十四條の規定に従つてなされているかどうかを審査し、第十四條第一項の規定に準じて該解散の認証に関する決定をしなければならない。

○委員長(堀越儀郎君) 次に四十九條から五十一條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十七条 第十六條の規定は、前項第一項の規定による認証する場合においては、お伺いいたしました。

○政府委員(篠原義雄君) 初めのほうの御意見はその通りでございます。後段の御質問につきましては、これは認証を申請する場合においては、恐らく解散をする場合の多くの場合につきましては、規則その他の関係は変更がないのが普通じやないかと思います。それから、ありましてもその場合につきましては当該両者に交付するのが当然だと思いますが、例え地理的に非常に遠く離れておるとか、そういうふた関係も考慮しまして、そのうちの一対してやればよろしいことにしておるわけであります。この実益は登記等の関係がありまして、時日を遅延するような虞れもあります。或いは地理的に距離を隔てておる場合におきましては、その到達の関係等も考慮しまして、成るべく合併の効果を早からしめるという意味合いの下に、それを「一に対して」するということに考えておる次第であります。

○高橋道男君 そうしますと第三項の適用は、これは方針としては連名したそれぐに交付をするのだけれどもたまくそれが一であつてもそれが無効にならない、そういう意味に解釈しているのでありますか。

○委員長(堀越儀郎君) 四十六條から四十八條まで。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十六条 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面での旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る解散の手續が第四十四條の規定に従つてなされているかどうかを審査し、第十四條第一項の規定に準じて該解散の認証に関する決定をしなければならない。

○委員長(堀越儀郎君) 次に四十九條から五十一條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十七条 第十六條の規定は、前項第一項の規定による認証する場合においては、お伺いいたしました。

○政府委員(篠原義雄君) 初めのほうの御意見はその通りでございます。後段の御質問につきましては、これは認証を申請する場合においては、恐らく解散をする場合の多くの場合につきましては、規則その他の関係は変更がないのが普通じやないかと思います。それから、ありましてもその場合につきましては当該両者に交付するのが当然だと思いますが、例え地理的に非常に遠く離れておるとか、そういうふた関係も考慮しまして、そのうちの一対してやればよろしいことにしておるわけであります。この実益は登記等の関係がありまして、時日を遅延するような虞れもあります。或いは地理的に距離を隔てておる場合におきましては、その到達の関係等も考慮しまして、成るべく合併の効果を早からしめるという意味合いの下に、それを「一に対して」するということに考えておる次第であります。

○高橋道男君 そうしますと第三項の適用は、これは方針としては連名したそれぐに交付をするのだけれどもたまくそれが一であつてもそれが無効にならない、そういう意味に解釈しているのでありますか。

○委員長(堀越儀郎君) 四十六條から四十八條まで。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第四十六条 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面での旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る解散の手續が第四十四條の規定に従つてなされているかどうかを審査し、第十四條第一項の規定に準じて該解散の認証に関する決定をしなければならない。

(清算人)

第四十九條 宗教法人が解散(合併及び破産に因る解散を除く)したときは、規則に別段の定がある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任した場合を除く外、代表役員又はその代務者が清算人となる。

二 宗教法人が第四十三條第二項第四号又は第五号に掲げる事由について解散したときは、裁判所は、前項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

三 第二十二条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

四 宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定がなければ、宗教法人の解散に因つて退任せらるものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。

五 第二項の規定に該当するときは、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかるらず、当該解散に因つて退任せらるものとする。

(残余財産の処分)

第五十条 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産の場合を除く外、規則で定めるところによる。

二 前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。

三 前二項の規定により処分されな

い財産は、国庫に帰属する。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十七条、第七十三条、第七十五條、第七十六條及び第七十八条から第八十二條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第一項、第三十六条、第三十七條ノ二、第三百三十六條から第三百三十七條まで及び第三百三十八條の規定

(法人の解散及び清算は、宗教法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十條中の「理事」とあるのは「代表役員又は其代務者」と、同法第七十五条中「前條」とあるのは「宗教法人法第四十九條第一項」と読み替えるものとする。

○梅原眞陸君 この五十條の第二項の場合に、この財産を処分するのは誰が処分するのですか。

○政府委員(篠原義雄君) 二の場合に

おきましては、解散いたしましたところの宗教法人がする、その清算人としましては、或いはその他の規則で定めるところの清算人、こういった人たちがこの残余財産の処分をする、こういうわけであります。

○委員長(堀越儀郎君) 御意見ございませんか。第七章第五十二條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

○高橋道男君 第一項であります

後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

八 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由

九 公告の方法

○政府委員(篠原義雄君) ここで交付

〔設立の登記〕

第一節 宗教法人の登記

第五十二条 宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から二週間以内に登記をするとあります

〔説明員荻野勉君朗読〕

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。  
一 目的(第六條の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。)

二 名称

三 事務所

四 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別

五 基本財産がある場合には、そ

の額額

六 代表役員及び責任役員の氏名及び住所

七 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第二十三條第一号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項

八 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由

九 公告の方法

○政府委員(篠原義雄君) その問題に

つきましては、この項では第二條で宗教団体の定義を掲げております。従つて包括的教団にありましては、事務所等があれば結構でございます。いわゆる單一団体であります神社、教会等につきましては、礼拜の施設、この礼拜の施設を備えるという要件の下に、或る程度の実質的なわゆる物的基礎といふものを予想しております。それで土地、建物それから所有名義の如何にかわらずあることを予想するので、それに関する規則につきましては管理運営の規則、或いはそれを管理運営するが、その期間が遅れた場合には、その認証の効果といふものはどうなりますか。

○梅原眞陸君 ほかにこのような例が

ございませんならば、その事由に定め

うと思います。或いは移転するとかい

う場合を予想しまして、或る期間内に

おける関係も考えられます。併しこれは一つの想像の例でございます。或いは年限を切りまして、そうしてその年

はありますようが、そういう程度で以

てこういう法人の設立ということが可

能でありますかどうか。これを念のた

めに伺いたいと思います。

○政府委員(篠原義雄君) その問題に

つきましては、この項では第二條で宗

教団体の定義を掲げております。従つて包括的教団にありましては、事務所等があれば結構でございます。いわゆる單一団体であります神社、教会等につきましては、礼拜の施設、この礼拜の施設を備えるという要件の下に、或る程度の実質的なわゆる物的基礎といふものを予想しております。それで土地、建物それから所有名義の如何にかわらずあることを予想するので、それに関する規則につきましては管理運営の規則、或いはそれを管理運営するが、その期間が遅れた場合には、その認証の効果といふものはどうなりますか。

○政府委員(篠原義雄君) 只今の例といたしましては、ないようござりますが、一般的の法人の例にならないまして、例又或る程度の事由を予想しまして、例えば一つの宗教法人が例えば地域的限界を持つておる場合、即ち或る程度まで年限を切りまして、そうしてその年

はありますようが、そういう程度で以

てこういう法人の設立ということが可

能でありますかどうか。これを念のた

めに伺いたいと思います。

○政府委員(篠原義雄君) その問題に

つきましては、この項では第二條で宗

教団体の定義を掲げております。従つて包括的教団にありましては、事務所等があれば結構でございます。いわゆる單一団体であります神社、教会等につきましては、礼拜の施設、この礼拜の施設を備えるという要件の下に、或る程度の実質的なわゆる物的基礎といふものを予想しております。それで土地、建物それから所有名義の如何にかわらずあることを予想するので、それに関する規則につきましては管理運営の規則、或いはそれを管理運営するが、その期間が遅れた場合には、その認証の効果といふものはどうなりますか。

○梅原眞陸君 ほかにこのような例が

ございませんならば、その事由に定め

うと思います。或いは移転するとかい

う場合を予想しまして、或る期間内に

おける関係も考えられます。併しこれは一つの想像の例でございます。或いは年限を切りまして、そうしてその年

はありますようが、そういう程度で以

てこういう法人の設立ということが可

能でありますかどうか。これを念のた

めに伺いたいと思います。

○政府委員(篠原義雄君) その問題に

つきましては、この項では第二條で宗

教団体の定義を掲げております。従つて包括的教団にありましては、事務所等があれば結構でございます。いわゆる單一団体であります神社、教会等につきましては、礼拜の施設、この礼拜の施設を備えるという要件の下に、或る程度の実質的なわゆる物的基礎といふものを予想しております。それで土地、建物それから所有名義の如何にかわらずあることを予想するので、それに関する規則につきましては管理運営の規則、或いはそれを管理運営するが、その期間が遅れた場合には、その認証の効果といふものはどうなりますか。

○梅原眞陸君 ほかにこのような例が

ございませんならば、その事由に定め

うと思います。或いは移転するとかい

う場合を予想しまして、或る期間内に

出しておりますか。

○政府委員(篠原義雄君) 現存の法人令の規則の中にはあれは書けという規定がございますが、事実上の問題としてはよいようあります。予想して書いて下さい。

○梅原眞陸君 ほんにこのような例が

ございませんならば、その事由に定め

うと思いません。

○政府委員(篠原義雄君) ほんにこの

例はないのですが、予想して書いて下さい。

○梅原眞陸君 ほんにこの

例はないのですが、予想して書いて下さい。

○政府委員(篠原義雄君) ほんにこの

例はないのですが、予想して書いて下さい。

○梅原眞陸君 ほんにこの

従つて全然皆無の場合の単一団体の宗教法人ということは我々のほうでは予想しないのであります。

○梅原眞陸君 規則で解散事由を定めた場合、解散の事由を定めるというのはどういう例がありますか。例を挙げて下さい。

○政府委員(篠原義雄君) 只今の例といたしましては、ないようござりますが、一般的の法人の例にならないまして、例又或る程度の事由を予想しまして、例えば一つの宗教法人が例えば地域的限界を持つておる場合、即ち或る程度まで年限を切りまして、そうしてその年

はありますようが、そういう程度で以

てこういう法人の設立ということが可

能でありますかどうか。これを念のた

めに伺いたいと思います。

○政府委員(篠原義雄君) その問題に

つきましては、この項では第二條で宗

教団体の定義を掲げております。従つて包括的教団にありましては、事務所等があれば結構でございます。いわゆる單一団体であります神社、教会等につきましては、礼拜の施設、この礼拜の施設を備えるという要件の下に、或る程度の実質的なわゆる物的基礎といふものを予想しております。それで土地、建物それから所有名義の如何にかわらずあることを予想するので、それに関する規則につきましては管理運営の規則、或いはそれを管理運営するが、その期間が遅れた場合には、その認証の効果といふものはどうなりますか。

○梅原眞陸君 ほんにこの

例はないのですが、予想して書いて下さい。

○政府委員(篠原義雄君) ほんにこの

例はないのですが、予想して書いて下さい。

○梅原眞陸君 ほんにこの

例はないのですが、予想して書いて下さい。

○政府委員(篠原義雄君) ほんにこの

例はないのですが、予想して書いて下さい。

○梅原眞陸君 ほんにこの

例はないのですが、予想して書いて下さい。

○政府委員(篠原義雄君) ほんにこの

例はないのですが、予想して書いて下さい。

○梅原眞陸君 ほんにこの

例はないのですが、予想して書いて下さい。

四

主たる事務所の所在地においては、二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

○宗教法人の成立後主たる事務所又は従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

#### (事務所の移転の登記)

第五十四條 宗教法人が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第五十二條第二項各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項各号に掲げる事項を登記すれば足りる。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

○高橋道男君 規則の変更證書の交付を受けたとき、こういふ

所を移転したとき」というときは、認証書の交付を受けたときというものが普普通でござります。併しながらこれは当然事実の発生

が伴いますので、中には事実に附わな

い場合があります関係上、規則と事実の関係を合致せしめるために、一般的におきましては事実を中心と考えて

あります。

#### ○高橋道男君

その場合に認証を受け

てから後、事実の移転が行われる場合は、問題は少いかも知れませんが、認証を受けない以前に、殊に現在の状況であれば、借家に適当なものが見付かたから直ちに移転したというよ

うなことのために、認証のほうが事実よりもずっと遅れるということもあり得ると思います。そういう場合には、どうでしょうか。

○政府委員(篠原義雄君) すべて法人の規則といふものは、その所在地、目的一すべて記載事項につきましては、いわゆる権利義務をその規則において定めている関係で、只今のような事例の場合におきましては先ず事実が発生いたしましても、いわゆる規則上における権利義務の効力は発生しておきませんので、従つてその場合においては、認めることは認証があつた後に初めてその効力を発生する。こう考へるのが至当だらうとこう考へております。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御意見なれば、五十五條から五十七條まで。

#### (変更の登記)

〔説明員荻野勉君朗読〕 第五十五條 第五十二條第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、合併及び破産の場合は、合併の登記を受けた日から、主たる事務所の所在地においては三週間以内に、主たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する宗教法人については変更の登記を、合併に因つて解散する宗教法人については解散の登記を、合併に因つて設立する宗教法人については第52條第一項各号に掲げる事項の登記をしなければならぬ。

○委員長(堀越儀郎君) 次に五十八條から六十條まで。

#### (解散の登記)

〔説明員荻野勉君朗読〕 第五十八條 宗教法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除く外、第四十三條第一項の規定による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、主たる事務所の所在地においては三週間以内に、

三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第五十九條 消算人が就任したときは、その就任の日から、主たる事務所の所在地においては三週間以内に、代務者の氏名及び住所を登記しなければならぬ。

○委員長(堀越儀郎君) 六十三條から六十五條まで。

〔説明員荻野勉君朗読〕 第六十三條 設立の登記の申請書には、所轄の他登記事項の変更の登記の申請書には、その登記の事由を証する書類がある認証を受けた規則の謄本並びに代表役員及び責任役員の資格を証する書類を添えなければならない。

○委員長(堀越儀郎君) 徒然事務所の新設、事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

〔説明員荻野勉君朗読〕 第六十一條 管轄登記所及び登記簿

第六十一條 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

〔説明員荻野勉君朗読〕 第五十九條 第五十二條から第五十九條までの規定による登記は、代務者の就任の登記の申請書には、代務者の資格を証する書類を添えなければならない。

〔説明員荻野勉君朗読〕 第六十二條 第五十二條から第五十九條までの規定による登記は、代役員又はその代務者の申請により、第五十九條から第六十條まで

請によつてする。但し、宗教法人が第四十三條第二項第四号又は第五号に掲げる事由に因つて解散した場合における解散の登記は、当該所轄の裁判所の嘱託によつてする。

〔説明員荻野勉君朗読〕 第六十二條 第五十二條から第五十九條までの規定による登記は、代役員又はその代務者が清算人でない場合には、清算人の資格を証する書類を添えなければな

7 この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請には、前各項に掲げる書類の添本を添えなければならない。

(登記事項の公告)

第六十四條 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第六十五條 非訟事件手続法第百三十九條ノ二、第百四十二條から第百五十一條ノ六まで及び第百五十四條から第百五十七條までの規定(商業登記に関する通則)は、この章の規定による登記に準用する。

○高橋道男君 六十四條の登記した事項を登記所において公告するといふことは現行法にもありますですか。

○政府委員(篠原義雄君) 現行にもござりますし、一般的の法人の登記に関連いたしまして、通則的に全部の例がこなうふうになつております。

○委員長(堀越儀郎君) 御意見ございませんか。

六十六條から六十八條まで。

(登記)

第二節 祈拜用建物及び敷地の登記

第六十六條 宗教法人の所有に係るその禮拜の用に供する建物及びその敷地については、当該不動産が當該宗教法人において礼拝の用に供する建物に

供する建物及びその敷地である旨の登記をることができる。

2 敷地に関する前項の規定による登記は、その上に存する建物につ

いて同項の規定による登記がある場合に限りすることができる。

(登記の申請)

第六十七條 前條第一項の規定による登記は、當該宗教法人の申請によつてする。

2 登記の申請書には、禮拝の用に供する建物又はその敷地である旨を証する書類を添えなければならぬ。

(登記事項)

第六十八條 登記官吏は、前條第一項の規定による申請があつたときは、その建物又は土地の登記用紙中甲区事項欄に、建物については

当該宗教法人において禮拝の用に供するものである旨を、土地については当該宗教法人において禮拝の用に供する建物の敷地である旨を記載しなければならない。

○高橋道男君 「禮拝の用に供する建物又はその敷地」というものと、それから第三條における境内建物、境内地との関係なり差別、これはどういうことでですか。

○政府委員(篠原義雄君) ここで禮拝の用に供する建物及び土地に關連いたしますが、土地のはうはいわゆる建物の敷地でございますとか、専らその

○政府委員(篠原義雄君) 法案の第三條に規定してありますところの境内建物中特に例を申上げますから、境内地でござりますとか、奉齋してある、或いは祀

らば、本殿、拜殿とか本堂、会堂等、専ら何と申しますか、奉齋建物、或いは信仰の対象を奉齋してある、或いは祀

つてあるところの施設というのと、いわゆる禮拝の用に供する建物というふうに考えられるのでございまして、勿

論その場合におきましても、例えば宝蔵であるとかあるいは経蔵であるとか、それが建物でありますとか、

宗敎活動をなす中心の施設というよう

な関係から規定したのでございまして、この申請した場合におきましては、おのずから禮拝の施設用の建物と

しても抹消されるということになりますので、その前提を不動産登記の関係

仏教で申しますれば、そういうものは

礼拝の対象との関係におきまして非常に密接不可分な関係がござります。そ

ういう意味合のもとに第三條との関係におきます比較につきましては、第三條の境内建物は、いわゆる宗教法人が

その目的といたしますところの教義の宣傳、儀式の執行等に関連する目的達成のための施設が境内建物、こういうふうに概念されるのに比しまして、そ

の中心をなすところの建物というのが宣布されると、これはまあ一応それでいい

ことになりますが、これは建物がない敷地は礼拝の用に供する敷地と考えられないと、これはまあ一応それでいい

ことになりますが、これは建物がない敷地は礼拝の用に供する敷地と考えられないこと、これはまあ一応それでいい

が生ずる。こういう点に大きな差異があるのです。

あるのでござります。

やないか、こう考えます。

O高橋道男君 次にこの第二項の「敷地に關する前項の規定による登記」は、その上に存する建物」ということと関係

地に關する前項の規定による登記は、その上に存する建物」ということと関係

がござりますが、これは建物がない敷地は礼拝の用に供する敷地と考えられないこと、これはまあ一応それでいい

ことになりますが、これは建物がない敷地は礼拝の用に供する敷地と考えられないこと、これはまあ一応それでいい

から、その問題は結論づけられるのじ

やないか、こう考えます。

O高橋道男君 今の場合の取扱いにつ

いて、これはまあ實際の問題にならん

と、少々この法において論することは困難なようありますので、これ以上

の質問はやめますが、もう一つ現行の法人令においては、宝物を確かに登記す

ることになつてゐるとと思うのですが、これがどういう理由でござい

ますようか。

O政府委員(篠原義雄君) お説の通り

非常に重要な且つ又困難な問題でござりますが、建物並びに土地の保存登記に附記して登記するという関係でござりますが、而して不動産登記で建物、土地が登記されている場合に、そのも

につきましては、いわゆる不動産登記に附記して登記するという関係でござりますが、而して不動産登記で建物、土地が登記されている場合に、そのも

につきましては、いわゆる不動産登記のについての登記の関係が生ずるものであります。従つてこれは一括的に只

いますか、而して不動産登記で建物、土地が登記されている場合に、そのも

につきましては、いわゆる不動産登記のについての登記の関係が生ずるものであります。従つてこれは一括的に只

いますか、而して不動産登記で建物、土地が登記されている場合に、そのも

につきましては、いわゆる不動産登記のについての登記の関係が生ずるものであります。従つてこれは一括的に只

いますか、而して不動産登記で建物、土地が登記されている場合に、そのも

につきましては、いわゆる不動産登記のについての登記の関係が生ずるものであります。従つてこれは一括的に只

いますか、而して不動産登記で建物、土地が登記されている場合に、そのも

につきましては、いわゆる不動産登記のについての登記の関係が生ずるものであります。従つてこれは一括的に只

いますか、而して不動産登記で建物、土地が登記されている場合に、そのも

につきましては、いわゆる不動産登記のについての登記の関係が生ずるものであります。従つてこれは一括的に只

いますか、而して不動産登記で建物、土地が登記されている場合に、そのも

に供せられないこととなつたときは、遷滞なく同條の規定による登記の抹消を申請しなければならない。前條の規定による登記をした土地が礼拜の用に供する建物の敷地でなくなつたときも、また同様とする。

2 登記官吏は、前項前段の規定による申請に基き登記の抹消をした場合において、当該建物の敷地について前條の規定による登記があるときは、あわせてその登記を抹消しなければならない。

(所有権の移転による登記の抹消)  
第七十條 登記官吏は、第六十八條

の規定による登記をした建物又は土地について所有権移転の登記をしたときは、これとともに当該建物又は土地に係る同條の規定による登記を抹消しなければならない。

前條第二項の規定は、前項の規定により建物について登記の抹消をした場合に準用する。

前二項の規定は、宗教法人の合併の場合には適用しない。

○委員長(堀越儀郎君) 御意見ございませんが、……ちょっと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(堀越儀郎君) それでは速記を始めて下さい。第七十一條から第十七條まで。

(説明員荻野勉君朗読)

第八章 宗教法人審議会  
(設置及び所掌事務)

第七十一條 文部省に宗教法人審議会を置く。

2 宗教法人審議会は、文部大臣の

諸間に応じて宗教法人に関する認証その他この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項について調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議する。

3 宗教法人審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し、又は干渉してはならない。

(委員)  
第七十二條 宗教法人審議会は、十人以上十五人以内の委員で組織する。

2 委員は、宗教家及び宗教に関し学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。

(任期)  
第七十三條 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができる。

第七十四條 宗教法人審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、文部大臣が任命する。

3 会長は、宗教法人審議会の会務を総理する。

(委員の費用弁償)  
第七十五條 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行つたために要する費用の弁償を受けることができる。

○政府委員(梅原真隆君) 例えば規律の解釈なり、或いは慣習、行事等の解釈、そういうことの問題のために疑義

て定める。

(庶務)  
第七十六條 宗教法人審議会の庶務は、文部大臣官房において処理する。

(運営の細目)  
第七十七條 この章に規定するものを除く外、宗教法人審議会の運営の手続その他その運営に關し必要な事項は、文部大臣の承認を受け、宗教法人審議会が定める。

○梅原真隆君 第七十條の三項の「いかなる形においても調停し、」といふことですか。

○梅原真隆君 例えれば紛争事件等がござります場合において、一定の案を示したり、そうしてその案の妥協案と申しますか、そういうものにの解決点にまでもたらせるというような、政府としての意見をそこに挿入しまして結び付け合せる、こういったことを調停と考えております。

○梅原真隆君 三項に書いてある「信仰、規律、慣習等」、こういうものに対してこれはいつのどちらもよろしくあります。

○政府委員(篠原義雄君) 例えれば争定の案を示したり、そうしてその案の妥協案と申しますか、そういうものに

までの二つの宗教法人の意思をまとめる、いわゆる両者の紛争当事者を一つ

の解決点にまでもたらせるというよう

な、政府としての意見をそこに挿入しまして結び付け合せる、こういったこ

とを調停と考えております。

○梅原真隆君 三項に書いてある「信

仰、規律、慣習等」、こういうものに対

してこれはいつのどちらもよろしくあります。

○政府委員(篠原義雄君) その通りでござります。

○梅原真隆君 そういう場合に「干渉

してはならない。」というのはこれはよくわかりますが、つまり「調停」という字はどういう紛争が起つた場合に使うのでしようか。紛争が二つの法人で起つたというような場合ですか。

○政府委員(篠原義雄君) 例えば規律の解釈なり、或いは慣習、行事等の解釈、そういうことの問題のために疑義

を生ずる。両者の意見は、何と申しますか、合わないというような場合においても、そういう場合に調停といふことが予想されますので、ここで「信仰、規律、慣習等」と割合に幅広く規定したわけあります。

○梅原真隆君 この審議会の取扱い、その対象になる事項というものは、一體「この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項」というのは何ですか。多少列挙して挙げてもらいたい。

○政府委員(篠原義雄君) 例えれば争定の案を示したり、そうしてその案の妥協案と申しますか、そういうものに

までの二つの宗教法人の意思をまとめる、いわゆる両者の紛争当事者を一つ

の解決点にまでもたらせるというよう

な、政府としての意見をそこに挿入しまして結び付け合せる、こういったこ

とを調停と考えております。

○梅原真隆君 三項に書いてある「信

仰、規律、慣習等」、こういうものに対

してこれはいつのどちらもよろしくあります。

○政府委員(篠原義雄君) その通りでござります。

○梅原真隆君 そういう場合に「干

涉してはならない。」というのはこれはよ

くわかりますが、つまり「調停」という

字はどういう紛争が起つた場合に使うのでしようか。紛争が二つの法人で起

つたというような場合ですか。

○政府委員(篠原義雄君) 例えば規律の解釈なり、或いは慣習、行事等の解

釈、そういうことの問題のために疑義

併しながらそれに対し干涉してはならない。というのは、この調停というの

はちよつと私はこだわり過ぎるけれども、ちよつと具体的に言うとどういうことです。いわば調停をするということは困った手段なんです。これは向うに私は突込んだのですが、「調停」といっては困った字はどうですか。

○梅原真隆君 例えれば争定の案を示したり、そうしてその案の妥協案と申しますか、そういうものに

までの二つの宗教法人の意思をまとめる、いわゆる両者の紛争当事者を一つ

の解決点にまでもたらせるというよう

な、政府としての意見をそこに挿入しまして結び付け合せる、こういったこ

とを調停と考えております。

○梅原真隆君 三項に書いてある「信

仰、規律、慣習等」、こういうものに対

してこれはいつのどちらもよろしくあります。

○政府委員(篠原義雄君) その通りでござります。

○梅原真隆君 そういう場合に「干

涉してはならない。」というのはこれはよ

くわかりますが、つまり「調停」という

字はどういう紛争が起つた場合に使うのでしようか。紛争が二つの法人で起

つたというような場合ですか。

○政府委員(篠原義雄君) 例えば規律の解

釈、そういうことの問題のために疑義

ですか。

○梅原真隆君 調停か、調停か一通よ

く調べて頂きたいと思います。今の場

合にあなたのねつしやるようなこども

あると思いますが、それは併し殆んど

審議会にかかるて來る性質のよなものはなくて、何かそれをもう少し、つまり専門にやつてはどうかといふうな、干渉とかはいかんけれども、好意を以てこうなさつたらどうだといふうに、多少社会的の調和を図るといふようなことをしてはならん。その上の調査審議というものに、下手をすると宗教としての内容に附わないようになつて自由を妨げるかも知れないとするということを入れて置かない、調査、審議するその調査、審議が行過ぎになつて、それこそ俺たちは何もかまつて欲しくないんだ、勝手にするんだといふように立入るようなことがなければ、この間も大臣に私お尋ね申したように、この新興宗教というものは、とにかく幅があるのでありますから、それが活かせられるように、又現在の国状況に応じて信者を教化育成できるよう、勿論これは必ずしもその国家の方針と全部が一致して宗教活動がなされるということは、これはないかも知れませんけれども、大体の傾向としてはそういう方向に行くのが国民生活を定めるとされおりまして、その選任等につきましても、宗教団体各位の要望に副うよう十分な人選をして参ります。

○高橋道男君 私も梅原委員と同様の意見を持つのであります。こういうことは避けたい、こういう趣旨と解釈いたしております。

○政府委員(梅原義雄君) ここでは第三項は専ら対外的活動として審議会の名において考えれば、例えば審議会の御説明願いたいと思います。

○政府委員(梅原義雄君) ここでは第三項は専ら対外的活動として審議会の名において各宗教団体との関係において考えて、宗教上の事柄について只今申しましたような例から調停するといふことは避けたい、こういう趣旨と解釈いたしてあります。

○高橋道男君 私も梅原委員と同様の意見を持つのであります。こういうことは避けたい、こういう趣旨と解釈いたしてあります。

○政府委員(梅原義雄君) 機構につきましては、ここで大まかな形が予定されています、ここで大まかな形が予定されておりまして、従つて委員が十五名以内とされおりますが、その選任等につきましても、宗教団体各位の要望に副うよう十分な人選をして参ります。

○政府委員(梅原義雄君) それからこの宗教法人審議会の運営につきましては財的措置につきましては、二十六年度の予算におきまして少ながら予算を取つておりますので、この点お含み願いたいと思ひます。

○政府委員(梅原義雄君) この宗教法人審議会のいわゆる性格が、文部大臣の諮問機関としての性格であるとともに、且つ又行政面で申しますが、そういうことは、往々にして行過ぎて、勿論それはやり方が非常にむずかしいことじやないか。避けねばならんといふことよりもむしろ必要じやないといふふうなことがあると思います。勿論それはやり方が非常にむずか

しいとは思いますけれども、そういう争いとは思いますけれども、そういう紛争という言葉が当るかどうか、問題のあるときの解決の斡旋とか、或いは講案に対する干渉とかというようなことは、大臣の立場としてはとにかくといたしますして、審議会の立場としては、あっても差支えないじやなかろうか。でないと全然宗教団体は放つぱり出で、それこそ俺たちは何もかまつて欲しくないんだ、勝手にするんだといふようなことになつてしまつて、却つて行政上の觀点から面白くないことが憂慮されるようと思うのですが、その更に立入るようなことがなければ、この間も大臣に私お尋ね申したように、この新興宗教というものは、とにかく幅があるのでありますから、それが活かせられるように、又現在の国状況に応じて信者を教化育成できるよう、勿論これは必ずしもその国家の方針と全部が一致して宗教活動がなされるということは、これはないかも知れませんけれども、大体の傾向としてはそういう方向に行くのが国民生活を定めるとされおりまして、その選任等につきましても、宗教団体各位の要望に副うよう十分な人選をして参ります。

○委員長(堀越儀郎君) 第七十九條。  
〔説明員荻野勉君朗読〕  
(公益事業以外の事業の停止命令)  
第七十九條 所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六條第二項の規定に違反する事実があると認めたときは、當該宗教法人に対し、一年以内の期間を限りその事業の停止を命ぜることができる。

2 前項の規定による事業の停止の命令は、その理由及び事業の停止を命ずる期間を附記した書面で當該宗教法人に通知してするものと

3 第十四條第二項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合に期限を切つたのは……。

○梅原真隆君 一年以内といふのはどういうわけなんですか。こういふふうな場合もあるということでありま

しては、会の名においてはやはりいわれよる干渉という形も或いは行過ぎではないか、いわゆる本来の職務権限と

したしまして、案件である宗教団体の当否につきましてこれを調査審議する

という部内的な關係におきましては、宗教団体との關係において起るで

りまよ調停干渉は、やはり我々

は、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の役員又は規則で定めたその他の機関的地位にある者

を理由として、第二十六條第三項合を含む)の規定による通知前に

又はその通知後二年間ににおいて第三十六條において準用する場合を含むとする場合においてその意見を

開かなければならない。

第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が都道府県知事

大臣であるときはあらかじめ宗教

法人審議会に諮詢してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意見を

聞かなければならぬ。

第一項の規定による事業の停止の命令に対して異議がある者は、訴願法の規定により文部大臣に訴願をすることができる。

文部大臣は、前項の規定によ

り被包括關係を廢止した場合においても、その關係の廢止前に原因を生じた当該宗教団体に対する債務の履行を免かれることができない。

前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

3 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

4 第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合は、當該事業の却下の裁決をする場合を除く外あらかじめ宗教法人審議会に諮詢してその意見を聞かなければならぬ。

5 第一項の規定による事業の停止の命令に対する異議がある者は、訴願法の規定により文部大臣に訴願をすることができる。

文部大臣は、前項の規定による被包括關係を廢止した場合においても、その關係の廢止前に原因を

生じた当該宗教団体に対する債務の履行を免かれることができない。

6 文部大臣は、前項の規定による被包括關係を廢止した場合においても、その關係の廢止前に原因を生じた当該宗教団体に対する債務の履行を免かれることができない。

○梅原真隆君 この「第六條第二項の規定に違反する事実があると認めたときは、」といふのは、つまり目的に反しない限り公益事業を行うことができる

と書いてあるのですね、第六條第二項

の規定に違反する事実があると認めたときは、當該宗教法人に対し、一年以内の期間を限りその事業の停止を命ぜることができる。

6 反したといふ意味ですか。

○政府委員(梅原義雄君) その点もございまして、それから、その事業に伴つて上りましたところの収益を、第六條第二項で規定するような使用方法に

しない場合もあるということでありま

す。

○梅原真隆君 一年以内といふのはどういうわけですか。こういふふう

な場合もあるということでありま

す。

○政府委員(梅原義雄君) この点につ



が、二週間を公布の日から過ぎても別の罰則を承知されねばなお認証書は有効で、結局二週間たつた後でも、三週間たつても、四週間たつても登記はできるというように解釈していいわけですか。

○政府委員(篠原義雄君) 罰則の適用を十分考慮した上でかかる処置を以て認証書の交付の日から一年間あるとしても、或るものについては制裁規定がないと考へております。ここで言うのはこの八十條では認証の取消の権能も所轄庁に附與する。併しその権能も認証書の交付の日から一年間あるといふ関係が、ここで言う権能を附與するというだけの規定かと解釈しております。

○委員長(堀越儀郎君) 私からもお尋ねいたしますけれども、今の八十條の第一項ですが、「一年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。」一年たつてしまえば時効にかかるのです。

○政府委員(篠原義雄君)かかる実質の場合は行政庁の行為でござります。従つて一年を限つては所轄庁のほうに認証取消の権能を保留して置くのが望ましいであろう。それ以上に亘りましては、同じような実態がござります場合には、第三者との関係から、裁判所のほうに請求権を持たせる。要するにかかるものの解散を予想しますところの実質がある場合においては、その解散または認証取消、こういったことについての権能をどの程度にして配分したらよ

ろしいかという観点で、一応行政庁のほうには一年間、それ以上に亘つた場合においては裁判所、こういふうな

合においては裁判所、こういふうな配分の仕方をとつておる次第でございまして、二年以上の場合におきましては、これは裁判所のほうの解散命令のほうに規定を譲つた次第であります。

○委員長(堀越儀郎君)更にお尋ねしますが、裁判所にその権限を移した場合、第三者が告発しなくとも、裁判所自体が自発的にそれは発動するのです。

○政府委員(篠原義雄君)その場合は自発的にと申しますが、検察官の請求によって当然発生する次第であります……。申し落しましたが、検察官は職權で以て発動できるのであります。

○委員長(堀越儀郎君)八十一條に移ります。

#### 〔説明員荻野勉君朗説〕

第八十一條 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁利害関係人若しくは検察官の請求により又は職權で、その解散を命ずることができる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

二 第二條に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつて

その目的のための行為をしないこと。

三 当該宗教法人が第二條第一号に掲げる宗教団体である場合に、その解散が滅失し、やむを得ない事由がないのにその減少

設を備えないこと。

四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。

五 第十四條第一項又は第三十九條第一項の規定による認証に関する認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九條第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したことを。

前項に規定する事件は、当該教法人の主たる事務の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

第一項の規定による裁判は、理由を附した決定をもつてする。

裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ當

裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ當該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならぬ。

○政府委員(篠原義雄君)この事案につきまして、例えれば例をとりますと、八十一條の解散命令の第五号の場合との関係についてみますと、法規的に申しますればこの解散の命令をなし得る場合といたしましては、「一年を経過している場合において」という限定がございます。従つて前の認証取消の場合は「一年以内に限り」と、そういう限定をしております。従つてかかる場合における問題は、お説のようないい場合は「一年以内」という規定がござります。従つて前の認証取消の場合は「一年以内に限り」と、そういう規定がござります。

宗教法人又は第一項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官は、同項の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができる。抗告は、執行停止の効力を生ずる。

裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び從たる事務所の所在地の登記所に掲げる宗教団体である場合に、その解散登記の嘱託をしなければならない。

前五項に規定するものを除く

外、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法の定めるところによる。

○高橋道男君 認証の取消ということと解散の命令ということとにおいて、八十條第一項とそれから八十一條の第一項第五号とは関連があると思うのですが、どうでしょうか。

○政府委員(篠原義雄君)御意見の通りでござります。

○高橋道男君 そうしますと、認証の取消が行われた上に更に解散命令といふものがあり得るのでしようか。認証

一項第五号とは関連があると思うのでありますが、どうでしょうか。

○政府委員(篠原義雄君)御意見の通りでござります。

○高橋道男君 御説明でよくわかりますから、八十一條のほうの第一項第五号によつて裁判所が発動する場合は、

結局一年以上経つておる場合、ところ

が八十條のほうの所轄庁の認証取消

つきまして、例えれば例をとりますと、八十一條の解散命令の第五号の場合と

八十一條の解散命令の第五号の場合と

八十一條の解散命令をなし得る場合といたしましては、「一年を経過する」という規定がござります。

裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ當該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならぬ。

○政府委員(篠原義雄君)この事案につきまして、例えれば例をとりますと、八十一條の解散命令の第五号の場合と

八十一條の解散命令をなし得る場合といたしましては、「一年を経過する」という規定がござります。

宗教法人又は第一項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害

関係人若しくは検察官は、同項の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができる。抗告は、執行停止の効力を生ずる。

裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散

した宗教法人の主たる事務所及び從たる事務所の所在地の登記所に

掲げる宗教団体である場合に、その解散登記の嘱託をしなければならない。

前五項に規定するものを除く

うかということと、この八十一條の一つの場合そのものが法令に違反するとおいては、それは認証取消の問題、而もその宗教法人が法令違反というような行為との関連において、たゞく宗教団体でないものが該当する場合に

おいては、それは認証取消の問題、而もその宗教法人が法令違反というような行為との関連において、たゞく宗教団体でないものが該当する場合に

うかと思います。その限りにおいて両

者が認められますが、併し、それが該当する場合においては、その限りにおいて両

の清算事務とか、清算法人による清算事務といふものは残ります。解散という事実については、すでに発生すると年以内に認証の取消ということがなされたかなされないかと、いうことだけが残つて来るのじやないか。後の問題につきましては解散命令とか、その後の問題として発生するので、期間的にも大抵ことは恐らく事実上はあり得ないのではないか、こう考えております。

○高橋道男君 そうすると認証の取消にはならないのですか。

○政府委員(篠原義雄君) 認訟の取消によつて、法はかかる取消のあつた場合においては直ちに解散するということを規定しております。

○梅原眞隆君 この八十一條の第一項令というは何ですか。

○政府委員(篠原義雄君) これはいわゆる法律、命令すべてを……。

○梅原眞隆君 一般のものを含めて……。

○政府委員(篠原義雄君) そうです。

○梅原眞隆君 ところでこれはどうで

すか。その法令に違反しておるとのことと、それから著しく公共の福祉を害するということとは、これは一つの

と解釈して頂きたいと思います。法令に違反し、且つ又この法令に違反した行為が著しく公共の福祉を害するといふ、この両者を一本にした解釈をとつ

ております。

○梅原眞隆君 法令に違反した場合に

はそれ／＼の罰則がついておるわけですね。それはまあ法令違反ということによつてはそれ／＼の罰がついておるわけですね。

○政府委員(篠原義雄君) 御意見の通

したことにもなりました。従つて法令に違反するだけでは、細かい手続規定等について違反した場合をも虞れるということ、それから公共の福祉の関係につきましても、お説のように非

常にひようたんなまずみたいなもので、著しく公共の福祉というのにはこれは実にむづかしい字だが、まあこれは余ほど裁判官は考へなければ困るのですがね。同時に逃げることは非常にひようたんなまずみたいなもので、著しく公共の福祉といふのは、こ

れはこの前の憲法に國家の安寧秩序を妨げないというような字を出している以上に、或る意味においては信教の自由を束縛しておるかも知れない、この公共の福祉という字ですね。それでこれは今まで公共の福祉を害するといふ、概念としては、成立する概念です

はどうですかね。

○政府委員(篠原義雄君) 非常に御質

問の点むづかしい問題でござりますので、ただ立案の精神といたしましては、法令に違反する行為等があれば、解散を命ずるといふのは、現行の宗教法人令ではそうなつております。これではその法令には非常に種類も多かるうと、單なる行政取締りで、軽いものもあれば重い法律命令もある。従つて軽い法令等に違反した場合にも、直ちに解散にまで持つて来るのではなくとも、あるのです。令あなたがた立案された意味のところでそういう意味は一応私わかる。わかるけれども、まあお尋ねしたいのは、法令といふものには、客観的な表現であるべきだ。それはつまりそういう場合もあり得るでしょ

うが、そうでない公共の福祉もあり得るのだ、結局言えど……。法律なん

かになると一国内のものですから、国

の福祉となつてみると、法律の対象と

ならない行為以前の世界も入つて来る

わけです。従つて、法令に違反しなかつたり……さつきお尋ねした且つといふことの意味になるのですが、法令に違反しない場合は、著しく公共の福祉を妨げて差支えない、こういうことに

なるかどうかという問題です。

○政府委員(篠原義雄君) 御意見の通

だけで、宗教法人を解散させる、それとの関係につきましては、勿論両者お

ののその領域があろうかと存じます。併しながら公共の福祉といふこと

だけで、宗教法人を解散させる、それ

に關連する場合において解散させる

いうことは、これが公共の福祉自体を

脅す、或いは害するという客觀的な行

為であるべきであります。單なる何と申しますか、その行為が広く解釈され、直ちに解散させるということは、行過ぎだと、まあ考えられまして、

往々にして宗教團体の適性としまして

は、かなりのものが法令を知らないと

いうような関係もございまして、直ちに解散にまで持つて行くのはどうかと

いうので、先ほど申上げましたよう

な角度から指摘した次第でござります

が、お説のように判定の基準といたも

のは非常にむづかしいのであります。

○政府委員(篠原義雄君) 只今の御疑

問の点、我々も非常に同感の点が多い

のでございますが、その宗教團体が本

來公共の福祉に反するということまで

の自由はないでござります。従つて

後ほど参りますように八十六條にも

〔宗教團体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用させることを妨げるものと解釈してはならない。〕

といふ、こういう用

意もしておる次第でござります。従つて何が公共の福祉であるか、これは非

常にむづかしい問題でござりますが、

少くとも宗教法人においてかかる公共

の福祉を害するようなことがあつてはならない。如何なる行為もそれにつけば保障していない。他の法令、ここ

の宗教法人法においても用意しますが、規との関連におきました。この單なる公共の福祉、ということで処理されることは、余りにも幅の広い解釈が成り立つので、そこで「著しく」という形容詞をつける、且つ現在の宗教法人令では「法令ニ違反シ若ハ公益ヲ害スベキ行為」ということで規定いたしておりますから、公益を害する、いわば公共の福祉を害するというこの対概念でございますが、それが非常に幅広く解釈される虞れも予想するのでございまして、従つてここで一応この「公益ヲ害スベキ」という言葉に置換えた「公共の福祉」につきまして「著しく」と一応、何と申しますか、その重い場合を予想して規定した次第でございます。

○委員長(堀越儀郎君) お詫びいたしましたが、石丸専門員からこの点について発言を求めておられるのですが許可してよろしくございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○専門員(石丸敬次君) 二、三の点について、これに関連してお伺いしたいのですが、先に高橋委員からの御質問の内容に連関しておりますが、政府の方針は信教の自由というものを触つてはいけない。ちょっとでも触つてはいけない。或いは又成るべく寛大に扱わなければいけない。こういうふうな観点に立つておられるのではないかというふうに法律の全文を通じて感じるのであります。これについての御所見を第一点に承わりたいと思います。

それから第二点としては、今までの宗教法人令には「法令ニ違反シ若ハ公益ノ」云々、法令に違反するということだけで以て或る措置ができる。或いは又公共の福祉に反するというだけで

規との関連におきました。この單なる公共の福祉、ということで処理されることは、余りにも幅の広い解釈が成り立つので、そこで「著しく」という形容詞をつける、且つ現在の宗教法人令では「法令ニ違反シ若ハ公益ヲ害スベキ行為」ということで規定いたしておりますから、公益を害する、いわば公共の福祉を害するといふことの対概念でござりますが、それが非常に幅広く解釈される虞れも予想するのでございまして、従つてここで一応この「公益ヲ害スベキ」という言葉に置換えた「公共の福祉」につきまして「著しく」と一応、何と申しますか、その重い場合を予想して規定した次第でございます。

○委員長(堀越儀郎君) お詫びいたしましたが、石丸専門員からこの点について発言を求めておられるのですが許可してよろしくございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○専門員(石丸敬次君) 二、三の点について、これをお伺いしたいのですが、先に高橋委員からの御質問の内容に連関しておりますが、政府の方針は信教の自由というものを触つてはいけない。ちょっとでも触つてはいけない。或いは又成るべく寛大に扱わなければいけない。こういうふうな観点に立つておられるのではないかというふうに法律の全文を通じて感じるのであります。これについての御所見を第一点に承わりたいと思います。

○委員長(堀越儀郎君) お詫びいたしましたが、石丸専門員からこの点について発言を求めておられるのですが許可してよろしくございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○専門員(石丸敬次君) 二、三の点について、これをお伺いしたいのですが、先に高橋委員からの御質問の内容に連関しておりますが、政府の方針は信教の自由というものを触つてはいけない。ちょっとでも触つてはいけない。或いは又成るべく寛大に扱わなければいけない。こういうふうな観点に立つておられるのではないかというふうに法律の全文を通じて感じるのであります。これについての御所見を第一点に承わりたいと思います。

○委員長(堀越儀郎君) お詫びいたしましたが、石丸専門員からこの点について発言を求めておられるのですが許可してよろしくございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○専門員(石丸敬次君) 二、三の点について、これをお伺いしたいのですが、先に高橋委員からの御質問の内容に連関しておりますが、政府の方針は信教の自由というものを触つてはいけない。ちょっとでも触つてはいけない。或いは又成るべく寽大に扱わなければいけない。こういうふうな観点に立つておられるのではないかというふうに法律の全文を通じて感じるのであります。これについての御所見を第一点に承わりたいと思います。

○委員長(堀越儀郎君) お詫びいたしましたが、石丸専門員からこの点について発言を求めておられるのですが許可してよろしくございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○専門員(石丸敬次君) 二、三の点について、これをお伺いしたいのですが、先に高橋委員からの御質問の内容に連関しておりますが、政府の方針は信教の自由というものを触つてはいけない。ちょっとでも触つてはいけない。或いは又成るべく寽大に扱わなければいけない。こういうふうな観点に立つておられるのではないかというふうに法律の全文を通じて感じるのであります。これについての御所見を第一点に承わりたいと思います。

○委員長(堀越儀郎君) お詫びいたしましたが、石丸専門員からこの点について発言を求めておられるのですが許可してよろしくございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○専門員(石丸敬次君) 二、三の点について、これをお伺いしたいのですが、先に高橋委員からの御質問の内容に連関しておりますが、政府の方針は信教の自由というものを触つてはいけない。ちょっとでも触つてはいけない。或いは又成るべく寽大に扱わなければいけない。こういうふうな観点に立つておられるのではないかというふうに法律の全文を通じて感じるのであります。これについての御所見を第一点に承わりたいと思います。

○委員長(堀越儀郎君) お詫びいたしましたが、石丸専門員からこの点について発言を求めておられるのですが許可してよろしくございません。

問も、我々といたしましては重々同意見の点が多いのですが、ただここで信教の自由等の行き過ぎについて、法の行過ぎまでは予想しておりませんので、「厳しく」という、まあいわば認定の非常に「よろづかし」、言葉を使用した

意味合いは、ただ公共の福祉を非常に幅広く解釈される場合を恐れて、むしろ客観的に、はつきりした場合と、はどの意味で解したい、こういふうに考えておる次第でありまして、單に主觀的な強い、弱いの度合の問題ではなく、むしろ主觀性の概念と申しますが、そういつたものを排除して、誰しも考えられる程度における、いわゆる客觀的な公共の福祉を書ると、こういうふうな意味合いに持つて行きたいための用意として、ここに規定した次第でござります。

○委員長(堀越儀郎君) 私からも一点お伺いして置きます。第一項の第三号「やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないと」というときには解散を命ずるということになつていますが、法令では火災などで滅失してから後五年経つても復旧しないものは解散させるといふことであつたように思いますが、この法案によりますと、非常に厳格になつております。五年が二年に短縮されていて、非常に過酷になつてゐるとうに思われる所以あります。どうしてこういふうに短縮されたか。その御意図のほどを承わりたいと思います。

○政府委員(篠原義雄君) この点については法案の第二條との関係から出て参りますので、単位団体でありますところの神社、寺院、教会につきましては、礼拜の施設、広義に解釈さ

ます礼拜の施設を備えるということが一つの要件となつておる関係で、宗教法人としてかかる物的な基礎を持つて、五年間もその基礎を持たないといふことは、他の宗教団体の關係からもう一つの基調とした関係上、ここでいかがる宗教法人的物的な基礎につきまして、五年間もその基礎を持たないといふことは、他の宗教団体の關係からもう余りに長い期間ではないか。要するに物的基礎の確保という考え方から、二年に短縮した次第でござります。

○委員長(堀越儀郎君) それからもう一つ「やむを得ない事由」というのは、具体的にどういうふうなことをお考えになつておりますか。

○政府委員(篠原義雄君) 「やむを得ない事由」の一例といたしましては、まあ火災であるとか、或は広義の意味では天災地変といったものまでも予想しておる次第であります。

○委員長(堀越儀郎君) 「やむを得ない事由」というのは、滅失したといふのが「やむを得ない」のじやなくして、滅失した後に「やむを得ない事由」がいのに」ということになつてゐるんじゃないのですか。

○政府委員(篠原義雄君) お説の通りでございまして、その滅失がかかる災害等とか、そういう天災地変等において建てられないとか、或はその後の事情において、例えば実質的に、一例をとつて申上げますならば、本堂と拜殿とかそういう施設を造るために、一年ではできない事情がある。これは建築様式とかそういう關係から相手である神社との他の關係をお任せ長期を要する。そういう場合に他の祭神なり、或は寺院なりに、その活動

は、これに該当しないのでございませ  
す。ここでいう事由がないのにといふ  
のは、かかる意味合の下にこれを正當  
づけるところの実質的な理由といふもの  
を見出しえないと、いふことに解釈し  
ておる次第であります。

○委員長(坂越儀郎君) されどはこの  
認定は裁判所がするのですか。

○政府委員(篠原義雄君) お説の通り  
でございます。

○梅原眞陸君 今の「やむを得ない」と  
いうのは、著しいとか明らかと同じじ  
うに、非常に幅のある字であります  
ね。礼拜の用に供するものに、或る社  
令が、四間以上なければならんとか、  
五間なければならんとか言つてい  
ば、それはいろ／＼な事情があろうは  
れども、これは大小を問わない。寺で  
あれば、焼けてもあら屋建でも、  
い。あら屋を建てて置いても、あら  
屋の中でも寺ができる。神社にし  
つて……止むを得ない事情がない  
に二年おいてもできないというのには  
礼拜の施設というものは、簡単に言  
ますと、そこにパラックを建てても  
きるわけなんです。法令が礼拜の道  
としてはこれだけなくちやならんと  
う規定でもしてあればなんだが……  
そうしてやむを得ないということも  
金がないということも止むを得ない  
となる。大抵建たるのはそれく  
然性があるのであつて、金がないか  
建つておらないにぎまつておる。実  
にそういう場合に止むを得ないと言  
たら、結局非常に變になる。これは  
り遠慮過ぎて、何やら痛いものに  
れるのを恐れるような臆病な立法の  
うに私は思う。こんな場合には止  
得ない事情があるうが、なかろうが

消滅後三年以上に亘つて施設をしないといふことでいいと思う。一年くらいいでもいいと思う。お寺であつて二年間も仏様が参らんというようなばんさんおつたら、やめさしていい。神主にしたつて……。何間以上の御堂を持たなければならんというように書いてあるならともかく、疊一枚あつても礼拜施設はできる。そういう性質のものに、私に言わせれば二年どころの騒ぎじやない、一年も待つておるというのは甚だ以てけしからん話であつて、いわんや「やむを得ない」というようなことつけるのは、余りにあまやかしたふうに私は考えるのですがね。「やむを得ない」というと、大抵のことは止むを得ないことになる。それはみんなこの法律によつて裁判官がこれをやることになると、裁判官がとてもこの頃のようなむずかしい老婆にできやしない。実を言うと、私がひとつまえられても、大抵逃げますよ。悪意を以てひつかまえられても……。余り宗教というものを恐れ過ぎて、痛いものにはさわらないような立法のように思うが、どうだろうかね。

○政府委員(鶴原義義君) その点でござりますが、礼拜の施設を我々是非常に広く解釈しております。従つて特定の場所がある、或いは特定の地域ないは建物等がある場合を予想しております。併しながら例えば軒々として説教をする、そういう場合にはいわゆる宗教法人としての法人格を與えるに果して適當かどうか。單なる活動としては御自由でございます。これは何も宗教団体としての活動を我々は予想しておりません。十分活動して頂くことは自由でございます。併しながらそれは常に一定の法人格を取得せしめて、以て財産活動なり法律上の活動をするためには、やはり客観的な一定の場所、しつらいが必要ではなかろうか、こういう角度から礼拜の施設というものを予想して、広義の意味においてこれを使用している次第であります。従つて全然ないような場合、軒々として歩く、こういう場合は、これは法人格の固定性と申しますか、対社会的活動の一体性と申しますか、そういうものが考えられないのです、これでは法人格を與えるにはふさわしくないだらう、こういうふうに考えておる次第であります。

で、一面伝道・社会事業その他において、世界的な宗教団体がありますがね。

こういふものは宗教法としての資格に欠けるところがあると思うのであります。

○政府委員(篠原義雄君) 宗教団体と

しての資格につきましては、何ら我々のほうでは特別に制限するということはありません。御自由でござります

し、又結構な宗教と我々も承知しております。併しながらそれがいわゆる宗教法人といたしまして、対外的な法律活動をするとか、社会活動をするためには、一定の人格を必要とする、果して教会或いは宗派としてかくのごとき組織的・一体としての人格を付與する必要があるかどうかという場合に、当該先ほど申されましたような教会等につきましては、それによざわしい物的基礎と申しますか、タンジブルな振りどころを持ちたい、こういふうな趣旨の下に礼拝の施設という言葉を使つておる次第であります。

○委員長(堀越儀郎君) 何か御意見ございませんか。それでは第八十一條はよろしくござります。八十一條の先ほどの三の問題、第一項三号の問題ですね。先ほど政府委員が滅失して他に、例えその上級のところなどに移転してささやかな復活を行なつて礼拝施設を持つていればそれでもいいといふ御答弁であつたのですが、それでもよろしくですか。

○政府委員(篠原義雄君) 御意見の通りでございます。

○委員長(堀越儀郎君) それでは第八十二條。

## 十二條

〔説明員荻野勉君朗読〕

(隨伴者に対する意見を述べる機会の供與)

第八十二条 文部大臣及び都道府県知事は、この法律の規定による認証その他の事項に關し宗教法人の代表者若しくは代理人又は第十二条第一項の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人の意見を開く場合においては、これに對し、意見を述べる機会を與えなければならない。

○高橋達男君 八十二條の二行目の「宗教法人の代表者若しくは代理人」というのは代表役員との関連はありますか。

○政府委員(篠原義雄君) ここで「事項に關し宗教法人の代表者」、この代表者の中には代表役員、或いは代理者、或いは清算人が場合によりましてはあります。いわゆる代表能力を持つもの、こういふわけであります。次の

〔説明員荻野勉君朗読〕

「宗教法人の代表者若しくは代理人」というのは代表役員との関連はありますか。

○高橋達男君 八十二條の二行目の「宗教法人の代表者若しくは代理人」というのは代表役員との関連はありますか。

○政府委員(篠原義雄君) ここでは、「宗教上の特性及び慣習の尊重」

第八十四条 国及び公共団体の機關は、宗教法人に対する公租公課に關係がある法令を制定し、若しくは改廃し、又はその賦課徵收に関する機関

第八十五条 その他の宗教法人に關する場合は、宗教法人の財産の範囲を決定し、若しくは宗教法人について調査をする

○高橋達男君 その場合の「正当の権限に基く調査、検査」というようなも

の対象の範囲を明確にする必要があ

るうと思うのであります、これは何

らかの方法をとることができるものでございましょうか、一例を申します

〔説明員荻野勉君朗読〕

○政府委員(篠原義雄君) その特別代理人とは違います。

○委員長(堀越儀郎君) 八十三條。

## (礼拜建物等の差押禁止)

第八十三条 宗教法人の所有に係る

その礼拜の用に供する建物及びその敷地で第七章第二節の定める

ところにより礼拜の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をしたものは、不動産の先取特權、抵当権又は質権の実行のためにす

る場合及び破産の場合を除く外、その登記後に原因を生じた私法上の金銭債権のために差し押えるこ

とができない。

○委員長(堀越儀郎君) 八十四條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

「宗教上の特性及び慣習の尊重」

第八十四条 国及び公共団体の機関は、宗教法人に対する公租公課に

關係がある法令を制定し、若しくは改廃し、又はその賦課徵收に関する機関

第八十五条 その他の宗教法人に關する場合は、宗教法人の財産の範囲を決定し、若しくは宗教法人について調査をする

○高橋達男君 その場合の「正当の権限に基く調査、検査」というようなも

の対象の範囲を明確にする必要があ

るうと思うのであります、これは何

らかの方法をとができるものでございましょうか、一例を申します

〔説明員荻野勉君朗読〕

○政府委員(篠原義雄君) その特別代理人とは違います。

○委員長(堀越儀郎君) 八十三條。

## の上で問題が起つたことがございました

て、そういう場合に、学問上の調査研究という点からいたしましたれば、相当立入つて中まで拜見するというような

ことが望ましいことでございましょうけれども、信仰の立場から申せば、そ

ういう神聖なところには触れてもらい

たくないというような感情が必ずある

と思うのであります。これは学問上の

場合でも然りでありますから、その他の何らかの場合に立入つて調査をし

なければならぬと、どうもなることも、これは事件によつてはあり得ることだ

ことで或いはないかも知れませんけれども、役員その他人事の関係からそう

いうことが起り得ることが予想される

のであります。宗教法人自体の

ことと、それが何らかの場合に立入つて調査をし

て、その御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(篠原義雄君) ここでは、

その調査、検査その他の行為が常に法

くは宗教法人について調査をする

場合その他の宗教法人に關して法令の規定による正当の権限に基づく調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

○高橋達男君 その場合の「正当の権限に基く調査、検査」というようなも

## た場合においても、かかる行為は当然

一種の宗教尊重という角度から行使して欲しいという意味合いであります。

○高橋達男君 これも文部当局においては、殊に立案当事者においてはこの

御趣旨はよくわかるのですが、た

た次第であります。

○政府委員(篠原義雄君) 我々も具體的に規定したのでござります。それ

り、慣習を尊重して欲しい、法律的権限を以てなさるその場合の用意として

ここに規定したのでござります。それ

ぞうの場合は、これは本人の、或

いは宗教法人の同意の下に、或いは諸

が往々にしてあることを承知しており

ます。従つてその関係からこの規定も

生れておる次第でござります。この法

案が成立いたしましたならば、関係の

以外の場合につきましては本人の、或

いは宗教法人の同意の下に、或いは諸

が往々にしてあることを承知しており

ます。従つてその関係からこの規定も

多くの場合、かかる向の件につきまして、十分なる連絡の上にこの法案の趣旨に副うよう我々いたしましても、連絡或いは伝達その他他の行為によりまして、御相手に副うように努めて行きたいと考えております。

○委員長(堀越儀郎君) 私からお伺いしますが、この八十四条について昨日参考人の陳述を承わつたのであります。が、宗教の自由を妨げることのないよう特に留意しなければならないのないように特に留意しなければならないのであります。が、この際宗教団体は一様に取扱いを公平にしてもらいたいといふような希望意見が出ていたのであります。が、何か特に過去において取扱い不公平なことがあつたのであるか。又現在そういう事実があるのかどうか。信教の自由を妨げないと。法文の中に、そういう心配は取消されるというお考えがあるかどうか。こういう点も伺つて置きたいと思います。

○政府委員(篠原義雄君) 現実の問題といたしまして平等或いは公平の適用がないことは一般的にはないのではありません。事実上の問題としても恐らく宗教別的な公平を害するようなことはしておらないと存しております。

なお一般的問題としましてかかる調査権能、或いは租税の徵收賦課につきまして、各宗各派の共通問題として、或いは行過ぎ、或いは無理解のために往々にしてそういうことが起つておりますかも知れませんが、これは例えば或る一つの宗教団体から見ますと、自分だけがこういうふうな蒙り方をしているというふうな感じを非常に強くすらいないのではないか。現実の問題といたしましてはそういう事実は全然ございません。一般的に申しましてかかるいわ

ば行過ぎた取扱いを受けている実情にあることを申しましても、不公平な取扱いをしているということはないと。思ひます。なお信教自由の内容といたしまして、平等、公平ということも信教の自由の中に包含されていると。いう解釈を我々はとつておる次第でござります。

○委員長(堀越儀郎君) それでは八十一条、八十六条、八十七条。

〔説明員荻野勉君朗読〕

（解説規定）

第八十五条 この法律のいかなる規定も、文部大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等、宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を與え、又は宗教上の役職員の任免を勧告し、誘導し、その他の進退を勧告することを妨げるものと解釈してはならない。

二 第九条又は第四十三条第三項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。

三 第二十三条の規定による公告をしないで同條各号に掲げる行為をしたとき。

四 第二十五条の規定に違反して同條に規定する書類若しくは張薄の作成若しくは備附を怠り、又は同條第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に不実の記載をしたとき。

五 第五十一条において準用する民法第七十一条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産告の請求を怠つたとき。

〔説明員荻野勉君朗読〕

（第十章 罰則）

第八十八条 左の各号の一に該当する場合においては、宗教法人の代表者、その代務者、仮代表役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えてこの法律の規定による認証（第十二条第一項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。

二 第九条又は第四十三条第三項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。

三 第二十三条の規定による公告をしないで同條各号に掲げる行為をしたとき。

四 第二十五条の規定に違反して同條に規定する書類若しくは張薄の作成若しくは備附を怠り、又は同條第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に不実の記載をしたとき。

〔説明員荻野勉君朗読〕

（第五号まで。附則）

1 この法律は公布の日から施行する。

2 宗教法人令（昭和二十年勅令第7百十九号）及び宗教法人令施行規則（昭和二十年司法、文部省令第一号）は、廃止する。

3 この法律施行の際現に存する宗教法人の規定による宗教法人として存続することができる。

〔説明員荻野勉君朗読〕

（高橋道男君）この附則第一の「公布された書類を添えて第十二条第一項の規定による認証（第十二条第一項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。

九 第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

一〇 第八十九条 宗教法人を設立しようとする者が所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えて第十二条第一項の規定による認証（第十二条第一項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。

一一 第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

一二 第九条又は第四十三条第三項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。

一二 第九条又は第四十三条第三項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。

〔説明員荻野勉君朗読〕

（第十八条 罰則）

第八十六条 この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることはしない。

第八十七条 この法律のいかなる規定も、宗教法人を設立しようとする者が所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えて第十二条第一項の規定による認証（第十二条第一項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。

一 所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えてこの法律の規定による認証（第十二条第一項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。

二 第九条又は第四十三条第三項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。

三 第二十三条の規定による公告をしないで同條各号に掲げる行為をしたとき。

四 第二十五条の規定に違反して同條に規定する書類若しくは張薄の作成若しくは備附を怠り、又は同條第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に不実の記載をしたとき。

五 第五十一条において準用する民法第七十一条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産告の請求を怠つたとき。

〔説明員荻野勉君朗読〕

（高橋道男君）この附則第一の「公布された書類を添えて第十二条第一項の規定による認証（第十二条第一項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。

九 第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

一〇 第八十九条 宗教法人を設立しようとする者が所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えて第十二条第一項の規定による認証（第十二条第一項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。

一一 第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

一二 第九条又は第四十三条第三項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。

一二 第九条又は第四十三条第三項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。

〔説明員荻野勉君朗読〕

（高橋道男君）三号と四号とに亘るとして裁判所に出訴する権利を妨げるものと解釈してはならない。

（政府委員（篠原義雄君））この法は、都道府県知事がした処分を違法として裁判所に出訴する権利を妨げるものと解釈してはならない。

（高橋道男君）第八十五条には宗教法人令に基いて文部大臣又は都道府県知事がした処分を違法として裁判所に出訴する権利を妨げるものが含まれておりませんが、これが第八章において規定されているからこそ省かれているのであります。

〔説明員荻野勉君朗読〕

（高橋道男君）三号と四号とに亘る規定も、この法律に基づいて文部大臣又は都道府県知事がした処分を違法として裁判所に出訴する権利を妨げるものが含まれておらず、この法は、都道府県知事がした処分を違法として裁判所に出訴する権利を妨げるものと解釈してはならない。

（政府委員（篠原義雄君））この法律によれば、新宗教法人が存続するわけですが、そのための規則を変更するなどがあると思うのであります。そういう場合のこの認証の手続、これは新宗教法人にならなければできないものであります。この第四号によりますれば旧法人令も存続するようになりますけれども、その点如何か、お伺いいたします。

（政府委員（篠原義雄君））この附則の規定におきまして、宗教法人が存続いたしますが、規則の変更等のことにつきましては、宗教法人令がなお生きております。

効力を有しておる関係で、脱退等離脱を伴うような規則の変更の場合も、これはのちほどの規定に出て参ります。更ならば、現行の宗教法人令の下に変更することを可能と考えております。

○高橋道男君 今の言われた例のうちになかつたのであります、事務所の変更ですね。そういうようなことはどうでしようか。

○政府委員(篠原義雄君) 旧宗教法人令、現行の宗教法人令でそのまま適用になる、こういうふうに解釈しております。

○高橋道男君 これはまだあとのことにも関連があるのであります、所轄庁が県知事になるわけですが、現在教育委員会において地方は扱われておるというような関係は、宗教法人令が別に存続するとした場合にははどううになりますか。その関係は県知事に移されるわけですか。

○政府委員(篠原義雄君) 御意見通りであります。

○委員長(堀越儀郎君) それでは附則十まで。

〔説明員荻野勉君朗読〕

6 二以上の旧宗教法人は、共同して、この法律中の宗教法人の設立に関する規定(設立に関する罰則の規定を含む。)に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることができる。

7 第三十四條第一項から第四項までの規定は、前項の規定により二の新宗教法人となることができる。

8 第五項又は第六項の規定により二以上の旧宗教法人が新宗教法人となるたる教団にあってはその主たる事務所の所在地の登記所において、神社、寺院及び教会にあってはその所在地の登記所において、当該設立の登記をする場合を除く外、旧宗教法人の登記簿の原本を添えなければならない。

9 第六項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、第七項において準用する第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類を添えなければならない。

10 第六項の規定により一の新宗教法人となるとする旧宗教法人が第七項において準用する第三十四条第二項から第四項までの規定により新宗教法人となることと伴う場合に限りすることができる。

11 旧宗教法人と当該旧宗教法人を包括する宗教団体との被包括關係の廃止は、当該關係の廃止が当該旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となることと伴う場合に限りすることができる。

12 旧宗教法人のうち神社、寺院又は教会で、だん徒会、信徒会等当該旧宗教法人における規則の変更有しに於ける規則の権限を有する機関を規定する決定をするに当つて、当該旧宗教法人の主管者又は代務者は、信者その他の利害関係者の意向を反映させるため必要があると認められたときは、当該旧宗教法人の規則にかかるわらず、特に現在の総代と同数の総代を選任して、当該決定に參與させることができる。

13 旧宗教法人と当該旧宗教法人を包括する宗教団体との被包括關係の廃止は、当該關係の廃止が当該旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となることと伴う場合に限りすることができる。

14 前項の規定により旧宗教法人が被包括關係を廃止しようとする場合の手続に関しては、第十一項の規定にかかわらず、左の各号の定めどおり手続を経ないで、所轄庁に対し規則の認証の申請をしたとき

15 旧宗教法人は、第五項又は第六項の規定により新宗教法人となるとするとするときは、この法律施行の日から一年六月以内に、第十三條の規定による認証の申請をしなければならない。

16 前項の規定による申請があつた場合における認証については、第十四條第四項中「三月」とあるのは、「一年六月」と読み替えるものとする。

○委員長(堀越儀郎君) 十六までの間で御意見ございませんか。

○高橋道男君 質問で落したことがありますので、補足して伺つて置きます。

○委員長(堀越儀郎君) 十六までの間で御意見ございませんか。

○高橋道男君 質問で落したことがありますので、補足して伺つて置きます。

○委員長(堀越儀郎君) 十六までの間で御意見ございませんか。

○高橋道男君 質問をいたしましたので、氏子、崇敬者といふようなものは含まれておるかどうかといふことを念を押しておりませんで、これも含まれておると私は思ひ込んでおつたので、念を押さなかつたのですが、その通りでよろしくございましょうか。

○政府委員(篠原義雄君) 御意見通り我々は、お述べになりました各宗各派の信者のすべてを包含しておると解釈しておる次第であります。

○高橋道男君 それから被包括關係がある場合においても、その権限が一定の権限を有する旨の定がある場合においても、その権限に關する規則の規定によるこ

とをする旨の決定及び當該新宗教法に係る規則に関する決定は、當該旧宗教法人における規則の変更に関する手続に従つてするものと変更ですね。そういうようなことはどうでしようか。

○高橋道男君 今

の言われた例のうちになかつたのであります、事務所の変更ですね。そういうようなことはどうでしようか。

人にのみしか考えられませんので、従つて新らしく生れようとするものにつきましては、全部この新らしい宗教法人において設立して頂く、こういうことになる次第であります。

○高橋道男君 そうしますと、新らしく設立すべき法人は、これは包括団体に含まれる場合においては、やはりその新らしい法人に要する規則というものができないと、手続ができないわけですね。

○政府委員(篠原義雄君) その教団の特性に応じまして、かかる必要性がござりますならば、現在の教義、宗派、教団、規則上許され得るものならば、そしてその規則の内容が当然教団の規則として認め得られる内容であるならば、これは新らしく宗教法人法に基きまして、規則を作成しても矛盾するようないふれがないかと存するのであります。

○委員長(堀越儀郎君) 附則第十七。  
〔説明員荻野勉君朗読〕  
17 旧宗教法人は、第十五項の期間内に認証の申請をしなかつた場合又は当該認証の申請をしたがその認証を受けることができなかつた場合においては、当該認証の申請をすることができる期間の満了の日又は当該認証を受けることとのできないことが確定した日(その日が当該認証の申請をすることがで

きる期間の満了の日前である場合には、当該期間の満了の日)において解散したものをおいて解散する。

○高橋道男君 技術上止むを得ないかも知れませんが、我々も法文に馴れないものからいたしますと、十七号が四号の次あたりに持つていつてやる考え方の恰好がつき易いのですが、そういうふうにはならんものでしょか。

○政府委員(篠原義雄君) お説の通り、理解の仕方から申しますと、非常に近いほうがはつきりいたします。併しこの項までに至るすべての項は、御承知のいわゆる残存するところのものに関する規定でございまして、いわば解散前の旧宗教法人に関する規定であります。こうしうのが最後に至つて、解散ということで終末を告げるという意味合いから、この十七項になつた次第でございます。

○委員長(堀越儀郎君) 十八から二十  
〔説明員荻野勉君朗読〕  
18 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつたときは、その設立の登記をした日において、当該旧宗教法人は解散

20 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつた場合においては、当該宗教法人が所有する建物又はその敷地について同條の規定による登記をした事項(当該建物又はその敷地について旧宗教法人令の規定による登記をしてしたものとみなされた事項を含む。)は、当該宗教法人が新宗教法人となつた日において、第六十八條の規定による登記をしたものとみなす。

21 前項の建物及びその敷地については、第八十三條中「その登記後」とあるのは、「旧宗教法人令又は旧宗教団体法(昭和十四年法律第七十七号)の規定による登記後」と読み替えるものとする。

○委員長(堀越儀郎君) 二十一。  
〔説明員荻野勉君朗読〕  
22 旧宗教法人のうち教派、宗派又は教団で第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつたものにより新宗教法人となつたもの所轄庁は第五條第一項の規定にかかるらず、文部大臣とする。

○高橋道男君 質問が繰返えされるよな点もございますが、昨日も参考人の方にいたがございましたが、二十二号の

に同調する意見を持つておるのであります。その点についてお尋ねいたします。

○政府委員(篠原義雄君)

この所轄庁の関係でございますが、現任届出ますところの旧宗教団体、こういものはたとえ第五條におきます規定に或いは第五條の規定の予想しますする事実に相

反する場合がございましても、すでに一定の届出をした、いわば既得権といつた建前、それからそれにについての諸般の事務といったような建前から、所管外の事務隔離を避けるために、この通りに規定したわけあります。

○高橋道男君 その点なお論議の余地はあると思いますが、次のことをお尋ねいたします。從来この包括団体であつたものは依然として包括団体であればならんのか、或いは包括団体であつたものも、單立団体になることもあり得るのか。若しその場合には、解散

の形式によつて単位団体、単位法人に

なるのか、そういう点について御意見を伺います。

○政府委員(篠原義雄君) すでに現行の宗教法人令で届出の受理をした関係で、一應受理権者であるところの大蔵省の関係から申しますと、それを実態的にそれに反するような事実がありますた場合につきまして、いろいろ文部省のほうから注意或いは助言をいたしましたので、一應受理権者であるところの大蔵省のほうから注目して、実態に副うような方向に進ませて來たのであります。ところが非常に

につきましては、この二十二項を働かして、実態が單に單一団体である、或いは都道府県に存立する教宗派、教團として行くことが附則といたしまして適

ます。

○高橋道男君 私の質問の趣旨が明らかでなかつたようでございますが、私の申上げたのは、現在包括団体であるものは、この新宗教法人になる場合は、やはり包括団体でなければならぬのか、こういう点が一つ……。

○政府委員(篠原義雄君)

この第二十二項は、この法においてはそれを強制する趣旨ではありません。従つて実質

が変更し、宗教団体側におきまして実質が教宗派、教團でなくなつて、或い

はそういうものでない組織を持つてお

る、こういう実質がありますならば、本法の言うほかの所轄庁においても可

能であろうかと考えておりますが、そ

の場合はついても教宗派、教團で届出

済であったものも、これは実質が單一

団体と仮に予想されますものも、そ

ういう場合でも文部大臣のほうに届出に

なつたものは、文部大臣に認証を申請する、こういう趣旨に我々は解釈する

次第でございます。

○高橋道男君 もう一つお問い合わせ

のは、從来文部大臣を今度のこの法律

で言う所轄庁としておつたものは、形

が変わつてもやはり文部大臣のほうを所

轄庁とするということはわかりました

が、この包括団体が文部大臣を所轄庁

とすることの如何にかかわらず、現在

包括的な団体として届出があつた、そ

の場合は今後も包括団体

でなければならんのか。つまり包括

団体が單一の宗教法人になるということ

は考えられないのか、こういう意味なんです。

○政府委員(篠原義雄君) 非常に困難な難向と考えられるのであります。が、我々のほうでは教宗派、教団の包括的実質と、その形式が一応二つ以上の単一団体を包括しておるという実質を持つておる場合には、教宗派、教団の包括團体だと考えますので、お話をよろしの実例と申しますか、具体的な関係はちよつと想像しにくいのでございまが、かかる教宗派、教団で届出があつたが、併しながらこの宗教法人法の場合においては、その教團的色彩をなくしまして単位的の団体で相互の各所屬の或いは教会とかお寺とか規則の上で定めた包括的関係を、そういう規則の上の実質において変更せしめる。この場合におきましては、その寺院とか教会は恐らく所轄は都道府県知事になるのではないかとも思われますが、併しそが教宗派、教團的実質を持つておる場合におきましては、これはやはり文部大臣が所轄となるのではない、この点の実際的な実情、実質、規則の制限と申しますか、内容と申しますが、そういう点で決定し得るのではないかと思ひますので、実は御質問の内容に副うように御回答できなかつたかも知れませんが、具体的実情をちょと把握しにくいのですから、大きな線において、かように考えておる次第でございます。

○委員長(堀越儀郎君) 次に二十三、二十四。

〔説明員荻野勉君朗読〕

23 教育委員会法(昭和二十三年法  
律第二百七十号)の一部を次のよう

に改正する。

第五十條第七号中「私立学校を設置する法人」の下に「及び宗教法人」を加える。

24 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第七條第二項中第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 宗教法人法(昭和二十六年法律第二号)に基き宗教法

人に關する認証その他の文部省に屬せしめられた事を處理すること。

〔教職員適格審査会〕

第二十四條第一項中 「教職員の除免の政令(昭和二十一年大政令第六十二号)に基き文部省の教育職員等の適格審査を行ふこと。」

〔宗教法人審査会〕

文部大臣が所轄の政令(昭和二十一年大政令第六十二号)に基き文部省の教育職員等の適格審査を行ふこと。

〔説明員荻野勉君朗読〕

○委員長(堀越儀郎君) 次に二十三、二十四。

〔説明員荻野勉君朗読〕

25 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改め

正する。

第二十八條を次のように改め

○梅原真隆君 民法施行法第二十八條

というはどういうのですか。

○政府委員(篠原義雄君) 民法施行法第二十八條は「民法中法人ニ閣スル規定ハ當分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ仏堂ニハ之ヲ適用セス」こういう規定であります。

○高良とみ君 今お読みになつたのはどういう意味なんですか。

○政府委員(篠原義雄君) 民法中には法人に関する規定というのがあります。そこに財團法人・社團法人・或いは公益法人の規定が規定されておるのであります。それにつきましては、この民法施行法二十八條におきまして神社であるとか寺院、祠宇、仏堂は財團法人或いは社團法人として公益法人とするにはその性格が違うが故にその規定は適用しない。簡単に申しますならば神社とか、寺院、祠宇、仏堂は財團法人と社團法人の性格がないと、或いは両者の性格を持ち、或いはその上のもつと違つた意味における立場からそういう両面の性格を持つてゐるかも知れども、少くとも財團法人なり、或いは社團法人となるにはこの規定としては社寺等には適用するのが不適当だといいます。従前の維持財團のようなるのはどういう取扱いになりますか。

○政府委員(篠原義雄君) 維持財團の規定はそのまま何らその規定と関係

ございません。そのまま存続し得るものと考えます。

○委員長(堀越儀郎君) それでは二十、二十七、二十八一括して……。

26 登録税法(明治二十九年法律第二百七号)の一部を次のように改め

〔説明員荻野勉君朗読〕

二十九條第二号ノ四を次のよう

に改めます。

○委員長(堀越儀郎君) 教育委員会並びに登録税法等はその後の法律で改められておりました。従つてこの規定の條並びに号数は十分検討の上、なお法制局とも打合せ済みの規定になつておりますから間違はないと思います。

○政府委員(篠原義雄君) 来ノ用ニ供スル宗教法人法第三條ニ規定スル境内建物及境内地(旧宗教法人令ノ規定に依ル宗教法人ノ之ニ相当スル建物、工作物及土地ヲ含ム)

ニ閣スル登記

27 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改め

〔説明員荻野勉君朗読〕

三百四十八條第二項第二号を次のように改めます。

二 宗教法人がもっぱらその本來の用に供する宗教法人法

(昭和二十六年法律第二百二十六号)

第三條に規定する境内建物及び境内地(旧宗教法人令昭和二十年勅令第七百十九号)の規定による宗教法人のこれに相当する建物、工作物及び土地を含む。)

第七條第十一号ノ二中「法人タ

ル神社、寺院若ハ教会」を「宗教法

第五十四号)の一部を次のように改めます。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第七條第十一号ノ二中「法人タ

ル神社、寺院若ハ教会」を「宗教法

人」に改めます。

〔説明員荻野勉君朗読〕

法全書によると、去年の二十五年度版

の岩波の本かと思いますが、この二十三年における教育委員会法の第五十條

第七号といふようなもの、それから第二十六号の登録税法の第十九條第二号

ノ四といふようなものが号数が違うのですが、これは私からお伺いするのはおかしいのですけれどもこれはいいのですか。

○政府委員(篠原義雄君) 教育委員会並びに登録税法等はその後の法律で改められておりました。従つてこの規定の條並びに号数は十分検討の上、なお法制局とも打合せ済みの規定になつておりますから間違はないと思います。

○政府委員(篠原義雄君) これは立法技術上の問題で、私ももう少し研究しないとどうかと思いますのでござります。

○専門員(石丸敬次君) これは立法技術上の問題で、私ももう少し研究しないとどうかと思いますのでござります。

それから二十六條の登録税法の改正で「宗教法人ガ専ラノ本来ノ用ニ供スル」という言葉を税のほうでは入れて、本法では「固有の建物及び工作物」こういうようになつておるのでございますが、それは同じ意味でございますか。その点と、それから「専ラ」という意味をどの程度に解釈されるように税務当局と御連絡がついておりますか。この点をお伺い申上げたいと思ひます。

○政府委員(篠原義雄君) 只今の前段の御質問でござりますが、ここで特に宗教法人といふ場合に旧宗教法人は附則第四項によつていわゆる(以下「旧宗教法人」という)ということになつておりますが、法令につきましては宗教法人令がこの項の二項によつて「廢止する」といつた関係からこの三項以下につきましてはいわゆる廢止された意味における表現をはつきりする意味において旧宗教法人令と、こういうふうに唱えた次第でござります。ほかの法令等もかかる関係があろうかと思いまして三項以下には、旧宗教法人令、二項で廢止したという関係からこういう技術的な用語を使った次第でござります。

それから登録税その他の税法との関係でござりますが、これは三條との関係につきましても「宗教法人ガ専ラ」云々という言葉でござりますが、ここで宗教法人法三條に規定する境内建物境内地とこういうふうに規定しておる関係人が使用している場合については大体内容的には同一だらうと思います。又そういうふうな話合いも続けて参りましたが、たまく宗教法人でありま

ても、かかる建物或いは土地に使用しないものも中にはあるわけでござります。従つて本来は両者相一致するといふ予想の下に考えておりますけれども、それが宗教法人の目的並びにその遂行という面から外れているような場合は、特に税法との関係におきましては嚴重に考えなくてはならないという趣旨から、「専ラ」という言葉が使用されておるのでござります。

○専門員(石丸敬次君) 第一点のほうはちよつと私の申上げようが悪かつたのでお答えが私の求めていることと違つてゐるのであります。それは附則の十四項での一号に「旧宗教法人令第六條後段の規定による手續」とこう書いてあります。そこで旧宗教法人令第六條後段というのはどういうものかといふ場合に、旧宗教法人令はもう廢止になつてしまつて、従つて法令集にも何も出ておらんというときは、旧宗教法人令の第六條後段とは何であるかということを探すのに非常に困難である。そこでそういうことを一般の便宜のためにそういうのは後段の規定を直して書かれるようにならうか、こういうようにもうどうか、こういうふうに思うのですが……。

○政府委員(篠原義雄君) 御意見のところ我々も同感でござりますが、これが三年、五年、十年後に至りましても或いはこの旧宗教法人令の解釈適用が三四年後には到底解釈がつかない付託は二月二十七日)付託されることはいたしました。

○委員長(堀越儀郎君) 御意見ございませんか……。それではこれを以て逐條審議は一応終了したものと認めます。次回は関係大臣の出席を求めて、総括質問、及び保留された質問を行うことにいたします。

本日はこれを以て散会いたします。

午後五時四十分散会

理事

委員長

成瀬

堀越

儀郎君

木内  
若木  
木内  
キヤウ君

勝蔵君

規定期間で裁判上の問題になるとかといふ場合に、その根拠法として生まれたところのものをはつきりさせようという趣旨から、疑義を生ぜしめないで、明確にするという点でこういうふうに規定した次第であります。

○高橋道男君 今石丸専門員から御質問があつたので、それに関連して私の見ているところを申上げて御見解を求めるのであります。國税なり、地方稅法における改正條文が、これは法律ができるために「言葉を変えられただけであつて、内容的に申せば変わつてない」というふうに私は存ずるであります

が、その他の免税の種目についても、現在と変わらないというように承知していいものでござりますが。

○政府委員(篠原義雄君) お説の通り、そういう事らその目的のために、附則として改正した技術的な面でございますので、他の税法関係等の法令につきましては、改正の要ないものは、改正しないのであります。審質的には変化は伴わないものと解釈します。

○委員長(堀越儀郎君) 御意見ございませんか……。それではこれを以て逐條審議は一応終了したものと認めます。次回は関係大臣の出席を求めて、

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、宗教法人法案(予備審査のための付託は二月二十七日)

二、市町村立学校職員給與負担法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

本日はこれを以て散会いたします。

委員

木村  
守江君  
工藤  
鐵男君  
高田なほ子君  
梅原  
眞隆君  
高良  
とみ君  
高橋  
道男君  
矢嶋  
三義君

政府委員  
房宗務課長  
文部省大學  
學術局教職  
文部省大學  
員養成課長  
常任委員  
会専門員  
常任委員  
会専門員  
稻田  
清助君  
篠原  
義雄君  
石丸  
敬次君  
竹内  
敏夫君  
玖村  
敏夫君

事務局側  
説明員  
宗務課勤務  
荻野  
勉君  
常任委員  
会専門員  
常任委員  
会専門員  
常任委員  
会専門員

昭和二十六年四月十一日印刷

昭和二十六年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所